

公立大学法人名古屋市立大学研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）第2条に定める学部及び名古屋市立大学大学院学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）第2条に定める研究科（以下「研究科等」という。）において専門の事項を研究する研究員に関し、必要な事項を定める。

（一部改正 平成22年達第8号、平成30年達第37号）

(許可)

第2条 研究科等において専門の事項を研究することを申請する者があるときは、研究員となることを許可することができる。

（一部改正 平成22年達第8号）

(志願者資格)

第3条 研究科等において研究員となることのできる者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 医学研究科研究員又は医学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学医学部、医科大学又は旧制医学専門学校の卒業者
 - イ 大学の理科系又は旧制理科系専門学校の卒業者
 - ウ その他医学研究科長又は医学部長において、ア又はイと同等以上の学力があると認めた者
- (2) 薬学研究科研究員又は薬学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学薬学部、薬科大学又は旧制薬学専門学校の卒業者
 - イ 大学の理科系又は旧制理科系専門学校の卒業者
 - ウ その他薬学研究科長又は薬学部長において、ア又はイに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 経済学研究科研究員又は経済学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学又は旧制専門学校の卒業者
 - イ その他経済学研究科長又は経済学部長において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 人間文化研究科研究員又は人文社会学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学又は旧制専門学校の卒業者
 - イ その他人間文化研究科長又は人文社会学部長において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (5) 芸術工学研究科研究員又は芸術工学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学又は旧制専門学校の卒業者

- イ その他芸術工学研究科長又は芸術工学部長において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 看護学研究科研究員又は看護学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学又は旧制専門学校の卒業者
 - イ その他看護学研究科長又は看護学部長において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 理学研究科研究員又は総合生命理学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学又は旧制専門学校の卒業者
 - イ その他理学研究科長又は総合生命理学部長において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) データサイエンス学部研究員 次に掲げる者
 - ア 大学又は旧制専門学校の卒業者
 - イ その他データサイエンス学部長において、アに掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(一部改正 平成22年達第8号、
平成30年達第37号、令和2年達第43号、令和5年達第141号)

(志願手続)

第4条 研究員となろうとする者は、研究事項及び指導教授を定めて、願書に次の書類を添え、指導教授を経て、研究科長又は学部長（以下「研究科長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業証書の写
- (3) 健康診断書

2 前項の規定にかかわらず、研究員となろうとする者が願書を提出する日以前1年の間に本学の指示により健康診断を受診している場合においては、研究科長は、前項第3号の書類の提出を免除することができる。

(一部改正 平成22年達第8号、平成30年達第37号)

(許可)

第5条 研究員となることの許可は、研究科長等が行うものとする。

2 研究員となることを許可された者には、許可書を交付する。

(一部改正 平成22年達第8号、平成23年達第66号)

(研究継続の届出)

第6条 研究員は、研究員となることを許可された日（以下「許可日」という。）の属する年度を超えて更に研究を継続しようとする場合は、許可日の次の年度の始めに、その旨を研究科長等に届け出なければならない。

(一部改正 平成22年達第8号)

(教授の指導)

第7条 研究員の研究は、すべて指導教授の指示によらなければならない。

(費用の負担)

第8条 研究員は、研究に要する費用を自弁しなければならない。ただし、研究科長等の認定により、これを減免することができる。

(一部改正 平成22年達第8号)

(備品等の破損又は亡失の処置)

第9条 研究員が、故意又は重大な過失により本学の機械器具、図書等を破損又は亡失したときは、その実費を弁償しなければならない。

(辞退)

第10条 研究員を辞退しようとするときは、辞退願を指導教授を経て研究科長等に提出しなければならない。

(一部改正 平成22年達第8号)

(許可の取消し)

第11条 研究科長等において研究員として適当でないと認めた者は、研究員となる許可を取り消すことができる。

(一部改正 平成22年達第8号)

(安全保障輸出管理に係る確認)

第12条 研究員を受け入れる際には、公立大学法人名古屋市立大学安全保障輸出管理規程(平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第97号)に定める事項を事前に確認しなければならない。

(一部改正 平成23年達第66号)

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する
- 2 名古屋市立大学研究員規程(昭和33年11月14日名市大規程第4号)は、廃止する。
- 3 前項の規定により廃止前の名古屋市立大学研究員規程の規定による研究員となることの許可その他の行為は、この規程の相当規定により行なわれたものとみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則(平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第8号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則(平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第66号)

- 1 この規程は、発布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規程の施行日から平成23年7月31日までの期間における申請に係る書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第37号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第141号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学研究員規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。